



島根県報

令和3年3月2日(火)

号外第19号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【公 告】

令和3年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施

(建 築 住 宅 課) 2

公 告

建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第13条の規定により令和3年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施するので、建築士法施行細則（昭和25年島根県規則第111号）第16条の規定により公告する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第15条の6第1項の規定により島根県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センター（以下「センター」という。）が行う。

令和3年3月2日

島根県知事 丸 山 達 也

1 試験期日及び時間**(1) 「学科の試験」**

（二級建築士試験）

令和3年7月4日（日）午前10時10分から午後5時20分まで

（木造建築士試験）

令和3年7月11日（日）午前10時10分から午後5時20分まで

(2) 「設計製図の試験」

（二級建築士試験）

令和3年9月12日（日）午前11時から午後4時まで

（木造建築士試験）

令和3年10月10日（日）午前11時から午後4時まで

2 試験地及び試験場**(1) 「学科の試験」**

（二級建築士試験）

松江市 松江市朝日町478-18

松江テルサ

（木造建築士試験）

松江市 松江市朝日町478-18

松江テルサ

(2) 「設計製図の試験」

（二級建築士試験）

松江市 松江市学園南1-2-1

くにびきメッセ

（木造建築士試験）

松江市 松江市学園南1-2-1

くにびきメッセ

3 受験申込手続

新規受験者を含めたすべての者がインターネットにより受験申込みを行うものとする。

(1) 受付期間及び受付時間

令和3年4月1日（木）午前10時から同月15日（木）午後4時まで

(2) 受験申込方法

センターのホームページ（<https://www.jaic.or.jp/>）において、必要な事項を入力し申し込むこと。

なお、インターネットによる受験申込みが行えない正当な理由がある場合には、令和3年4月7日（水）までにセ

ンター本部（03-6261-3310）に申し出ること。

4 「学科の試験」の免除の申請

「学科の試験」の免除の申請は、令和元年又は令和2年の「学科の試験」に合格した者に限り行うことができる。

なお、免除の申請に当たっては、令和元年若しくは令和2年の試験（他の都道府県が行ったものを含む。）の「学科の試験」の合格通知書又は令和元年若しくは令和2年の「設計製図の試験」の不合格の通知書で令和3年の「学科の試験」が免除できる旨記載されたものを貼付して行うこと。

5 受験票の交付

受験票（受験番号及び試験場等を明記したもの）については、令和3年6月18日（金）頃に、受験有資格者にインターネット上において交付する。

なお、インターネットによる受付が行えなかった者の受験票については、原則として、令和3年6月18日（金）頃、受験有資格者に発送する。

6 合格者の発表及び合否の通知

合格者の発表日は次のとおりとし、合格者には合格した旨を、不合格者には不合格の旨及び成績を通知する。

(1) 二級建築士試験

ア 「学科試験」 令和3年8月24日（火）（予定）

イ 「設計製図の試験」 令和3年12月2日（木）（予定）

(2) 木造建築士試験

ア 「学科試験」 令和3年9月7日（火）（予定）

イ 「設計製図の試験」 令和3年12月2日（木）（予定）

7 合格判定基準の公表

合格者の発表の際に、合否判定基準をセンター中国四国支部等に掲示する。

8 その他

(1) 設計製図の課題は、令和3年6月9日（水）頃からセンター中国四国支部及び一般社団法人島根県建築士会に掲示するとともに、「学科の試験」の試験場においても掲示する。

また、センターのホームページ (<https://www.jaeic.or.jp/>) において公表する。

(2) 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受付期間内にその旨を申し出ること。